

わかやまヘルスケア産業革新プラットフォーム会員募集要項

わかやまヘルスケア産業革新プラットフォーム規約（以下「規約」という。）6に基づき、会員の入会及び退会の届出に関する手続き等について、次のとおり必要な事項を定める。

（対象）

- 1 和歌山県内において健康寿命延伸産業分野に携わる者のうち、規約3で定める企業会員、パートナー会員及びサポーター会員

（参加資格）

- 2 本プラットフォームに参加を希望する者は、次に掲げる事項をすべて満たさなければならない。
 - (1) 「健康長寿日本一わかやま」の実現を目指し、和歌山県内における健康寿命の延伸や超高齢社会における課題の解決に取り組む者であること。
 - (2) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。

（申込方法）

- 3 本プラットフォームに参加を希望する者は、「わかやまヘルスケア産業革新プラットフォーム会員入会申込書」（様式1）に必要な事項を記入の上、事務局に提出するものとする。

（変更の届出）

- 4 本プラットフォーム参加者は、事務局に提出した申込書等の内容に変更があった場合は、速やかに「わかやまヘルスケア産業革新プラットフォーム会員変更届出書」（様式2）を事務局に提出しなければならない。

（退会の届出）

- 5 本プラットフォームから退会を希望する者は、「わかやまヘルスケア産業革新プラットフォーム会員退会届出書」（様式3）を事務局に提出するものとする。

（入会取消し）

- 6 本プラットフォーム参加者が次の項目に該当するとき又はその事実が明らかになったときは、事務局はその者の入会を取消することができる。
 - (1) 2に規定する参加資格に適合しなくなったとき。
 - (2) 事務局に提出した申込書等の内容が事実と相違していることが判明したとき。
 - (3) 公序良俗に反する行為を行ったとき。

（その他）

- 7 この要項で定めるもののほか、必要な事項は別で定める。